

手続名
介護保険住所地特例適用・変更・終了届手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

・概要
第1号被保険者（65歳以上）および第2号被保険者（40歳から64歳で医療保険加入者）が市外の一定の条件を満たした施設（住所地特例施設）へ入居した場合、住所の登録地は施設のある市町村となりますが、介護保険の保険者は引続き富士見市となります。
介護保険資格の適切な継続（終了）を行うために、住所地の特例となる施設等に入所、入居中の特例施設から他の特例施設へ変更、特例施設から退所した場合に必要な届出です。

・対象者
第1号被保険者（65歳以上）および第2号被保険者（40歳から64歳で医療保険加入者）

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・介護保険住所地特例適用・変更・終了届

・住所地特例の施設に入居（異動・退出）したことが分かる書類等

手続詳細URL

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし